

# 第三号議案「定款改正」

## 一般社団法人大田区教職員互助会定款改正（案）

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2022年 6月 30日社員総会

（改正案）（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後1年とする。ただし、再任を妨げない。

（改正理由）役員任期は社会保険労務士の助言により2年とした。しかし、役員は毎年変わっており、2年任期の途中で退任する役員は「退任届」、留任する役員は「留任届」などを法務局に届けなければならない。1年任期にすることにより、実態と整合し、届け出を単純化することができるため。

2025年 6月5日社員総会